

和泉市立地適正化計画公表に伴う届出制度開始のお知らせ

令和元年(2019年)7月24日より開始

令和3年(2021年)5月発行

立地適正化計画公表に伴う届出制度とは

立地適正化計画は、人口減少・高齢化社会の到来においても、持続可能なまちづくりを進めるために、人口密度の維持と生活サービス機能などの適切な誘導を図る方針や区域を示し、長期的に緩やかに土地利用の誘導を進めていく計画です。そして、和泉市におきましても、都市計画マスタープランで位置付けられた方向性を具体化し、高齢化の進行など顕在化する都市の課題に対応しつつ、持続可能な都市の構築に向けた取組みを推進していくための行政と市民が共有する指針として、『和泉市立地適正化計画』を策定しました。

令和元年(2019年)7月24日に計画を公表しており、これに伴い、以降に届出対象となる行為に着手する場合は、着手前に市長への届出が必要となります。この制度は立地適正化計画の実行性を高めるため、法的に届出義務を付すことで住宅や誘導施設の建築などの動向を把握するための制度です。

届出対象となる行為

(1) 建築等の届出

対象用途	対象区域	対象行為	
		開発行為	建築等行為
住宅	居住促進区域 以外の区域	・ 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ・ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
誘導施設※	都市機能誘導区域 以外の区域 *都市機能誘導区域内であっても、当該区域の誘導施設として設定されていない場合は届出が必要です。	・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※都市機能誘導区域及び誘導施設の内容は、届出の手引きをご覧ください。

(2) 休廃止の届出

- ・ 届出対象区域:休止・廃止する施設が誘導施設として定められている、都市機能誘導区域
- ・ 届出対象行為:誘導施設を休止・廃止する場合

届出時期

(1) 建築等の届出

- ・ 対象となる開発行為・建築等行為に着手する日の30日前までに届出を行って下さい。

(2) 休廃止の届出

- ・ 誘導施設を休止・廃止する日の30日前まで

届出提出先・お問い合わせ先

和泉市 都市デザイン部 都市政策室

電話：0725-99-8140